

多重債務問題への対応について

1 多重債務問題の概要

(1) 多重債務問題の深刻化

- ・ 借り手の返済能力を上回る貸付が行われ、多重債務者が多数発生
- ・ 消費者金融利用者数は、約1400万人（国民の8.5人に1人）
- ・ 上記の内、5件以上借入れている者200万人超
（推計で、栃木県36,000人、宇都宮市9,000人）

(2) 多重債務の原因

- ・ 「グレーゾーン金利」といった国の金融構造が多重債務者を生み出す主な原因
- ・ 借入の原因は、低収入・収入減に起因した「生活費」が主で（約4割）、「遊興費」「ギャンブル費」は約2割

(3) 国の対応状況

- ・ 国は、こうした状況を踏まえ、平成18年12月に改正貸金業法を公布。「貸し手」規制を段階的に実施（上限金利引き下げは、公布後概ね3年を目途に施行）
- ・ さらに、同年同月内閣に「多重債務者対策本部」を設置し、翌年4月には同本部において「多重債務問題改善プログラム」を策定し、相談窓口の整備強化など「借り手」対策を打ち出す

2 多重債務解決における問題点と課題

<ul style="list-style-type: none"> ・ 「多重債務は必ず処理できること」が十分に認知されていない。知っていても「個人の問題」と考えて相談に行かない。相談窓口も十分でない。 相談体制整備や周知・啓発が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用面の心配、弁護士へのイメージなどから、たとえ弁護士などの専門家を紹介されても、相談することをためらう債務者が相当数いるとされている。 相談費用の軽減化と、専門家への誘導が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多重債務者の多くが低所得者とされており（債務者の半数は年収200万円未満）、DVなどの問題を誘発しているとされている。 庁内関係部門との連携が必要

3 本市のこれまでの対応

本市においては、専門知識や情報の不足などから「無料法律相談（貸金業協会）」、軽易な聞き取り後「法テラス」など他の相談機関への斡旋のみを行い、債務内容の詳細な聞き取り、相談の積極的な受け入れやこの問題の周知・啓発は行っていない。

（本市の相談状況）

	消費生活センター	無料法律相談（公聴）	市民相談コーナー	計
平成17	312 / 5221	125 / 994	75 / 2390	512 / 8605
平成18	372 / 4232	120 / 978	69 / 1991	561 / 7201

4 今後の対応

(1) 基本的な考え方

多重債務は、本市においても相談件数が増加しているとともに、DV、児童虐待、税等の滞納、さらに自殺に至る深刻な問題であり（現在「経済・生活」を理由にした自殺者は全国で年間約8,000人）、「多重債務問題改善プログラム」においても、市町村、とりわけ消費生活センターを有する市の取組の充実が求められている。このようなことから、下記の考え方の下、積極的に対応することとする。

ア 現体制で実施可能な対応については、すぐに実施する。

イ 体制の整備等が必要な対応については、次年度以降の実施を検討する。

(2) 具体的な対応

) 年度内に実施するもの

ア 相談体制整備と多重債務問題に関する周知・啓発

消費生活センター内に専門相談窓口の設置（積極的な相談の受入と周知）【拡充】

相談員への研修を実施し、相談受入体制を本年10月までに整備する。

多重債務問題に係る相談については、周辺自治体と相互に受け入れる体制を推進し、本市以外の住民も受け入れる。

出前講座など消費者教育の実施【拡充】

イ 弁護士等専門家への誘導と相談費用の軽減化

専門家への誘導と調整【新規・拡充】

（弁護士会等との協力関係構築。消費生活センターによる専門家との相談予約と確実な引継ぎ。法律扶助制度等の活用促進）

専門家の相談時間短縮化と費用の軽減化【新規】

（専用帳票による詳細な事情聴取と説明）

ウ 庁内関係部門との連携

DV、児童虐待、税部門等との連携強化【新規】

消費生活相談窓口と生活保護相談窓口との連携強化【拡充】

) 次年度以降の実施を検討するもの

ア 啓発事業の拡充

イ ヤミ金対策として警察とのさらなる連携強化

ウ その他（市主催による多重債務専門の無料法律相談開催 など）

5 スケジュール

19年10月 消費生活センター内に専門相談窓口を先行開設

20年1月 県内の全市町村で相談窓口開設予定（県からの要請）

4月 専門相談窓口の本格的実施